

女性差別撤廃委員会開催の予定

2023/02/02

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会が2月6～24日に開催され、ハンガリー、ジョージア、ノルウェー、チュニジア、バーレーン、モーリタニア、スロベニア、コスタリカが審査を受ける。これら8か国を含む女性差別撤廃条約の締約国(現在189か国)は、23名の独立の国際的専門家から成る委員会により、条約の実施状況について定期的に審査を受けなければならない。委員会はすでに各国の報告書その他、NGOからの文書を受理しており、公開の会合で8か国の女性の権利とジェンダー平等の状況を審査する。会合はジュネーブの国連欧州本部で行われ、全ての公開の会合は、報道陣に公開され、生中継される予定である(UN Web TV)。

子どもの権利委員会第 92 会期閉幕

2023/02/03

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会第 92 会期が閉幕した。今会期で委員会は、7 か国の報告書を審査した他、個人通報 8 件に関する決定を採択し、1 件を条約違反あり、2 件を条約違反なし、1 件を受理可能、4 件を審理不継続とした。また、条約機関強化プロセスに関する重要な決定を採択した。①武力紛争への子どもの関与と子どもの売買等に関する選択議定書に基づく第 1 次報告書にオプトアウト方式の簡易報告手続を採用すること、②条約と二つの選択議定書に関するこうした簡易報告手続は 2024 年 1 月 1 日から実施し、オプトアウトを希望する国は 2024 年 9 月 30 日までに事務局に通知すること、である。今会期中にはさらに、子どもの権利と環境に関する一般的意見 26 号の起草作業も行った。第 93 会期は 2023 年 5 月 8～26 日に開催され、アルバニア、フィンランド、フランス、ヨルダン、サントメ・プリンシペ、トルコ、英国の報告書が審査される予定である。

子どもの権利委員会 締約国との第 14 回非公式会合

2023/02/03

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会は、条約締約国との第 14 回非公式会合を開き、子どもの権利と環境に関する一般的意見草案、子どもの参加、簡易報告手続等について討議した。大谷美紀子委員長は開会の挨拶で以下を含む主な活動を説明した。①COVID-19 パンデミックによる 2022 年 1 月の会期の会合時間損失を埋め合わせるために、5 月と 9 月にそれぞれ 5 週間の会期を開催し、20 か国の報告書の審査を行った。②子どもの権利と環境、特に気候変動に関する一般的意見 26 号の作成に取り組んでいる。③一般的意見の作成過程で数日間の一般討論を行うことを 2022 年 9 月に決定した。④個人通報選択議定書に基づき、個人通報と調査手続に関する活動も続けている。④障がい者権利委員会や強制失踪委員会との共同声明等、他の国連人権条約機関と積極的に協働している。⑤オプトアウト方式の簡易報告手続への転換を 2022 年 2 月に決定した。同手続は 2024 年 1 月 1 日から開始される。

強制的・非自発的失踪作業部会開催の予定

2023/02/03

国連人権高等弁務官事務所

強制的・非自発的失踪作業部会は第 129 会期を 2 月 6～10 日にチリ・サンティアゴで開催し、22 か国に関わる 586 件を検討する予定である。作業部会は、意欲的に自国で通常会期を開催し作業部会に協力するチリ政府に感謝の意を表している。5 名の独立専門家から成る作業部会は、多くの国の強制失踪者の家族、政府代表、市民社会集団その他の関係者と会合をもち、個別のケース、強制失踪に関わる構造的問題・課題について情報交換を行う。また、強制失踪宣言の実施における障壁に関する申し立て、すなわち退行的立法・実行、真実追求と正義における対応に失敗したケース等についても検討を行う。さらに、作業部会の内部事項や各国訪問等の今後の活動、人権理事会に提出する次回報告書(新技術と強制失踪に関する調査等)についても討議を行う。チリは 9 月に軍事クーデター 50 周年を控えており、作業部会は複数の記念の場所を公式訪問する予定もある。

女性差別撤廃委員会第 84 会期開幕

2023/02/06

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会第 84 会期が開幕した。開会の挨拶で人権高等弁務官事務所の代表は、女性と少女は COVID-19 パンデミック中にますます増えたアンペイドワークの大部分を負担させられ、自身の幸福・職業・生活・教育を犠牲にしてきたことを取り上げ、サポート・ケア制度における女性の人権がポスト 2030 持続可能な開発枠組みと主な文書に明記される必要があると指摘した。そして、本委員会と他の人権条約機関は人権に基づくサポート・ケア制度の発展・実施のための枠組みを作ることで、ポスト 2030 アジェンダに影響を与えることができる」と述べた。また、一般勧告 39 号(先住民族女性・少女の権利)が前回採択され、意思決定制度における女性の平等でインクルーシブな代表に関する一般勧告案が現在作成中であることに言及した。今日の会合では、新委員 7 名が選出され、秋月弘子さんを含む委員 5 名が 2023～2026 年の任期で再選された。

ケア・サポート制度の転換を求める高等弁務官の声明

2023/02/07

国連人権高等弁務官事務所

人権高等弁務官が以下の声明を公表した。世界でアンペイド・ケアワークの4分の3は女性・少女によって行われている。しかし、この労働は社会的に評価されず、女性・少女は生涯にわたって一層排除・差別されることになっている。同時にケアを提供する人々・受ける人々の意見は聴取されず、さらには無視されてきた。COVID-19 パンデミックによる重要な教訓の一つは、ケア・サポート制度の転換の必要性である。ケア・サポートは単なる慈善行為とみなされてはならない。これはケアを提供する者・受ける者双方の人権に関わる問題である。ケア・サポート制度は全ての人々の人権を尊重し向上させるものでなければならない。直ちにケア・サポートに対する我々の認識を塗り替える必要がある。ケアワークの経済的・社会的価値が理解され、非正規のケア・サポートを減少させ、役割と責任を男女・家族・地域社会・国で再配分しなければならない。

社会権規約委員会第 73 会期開幕

2023/02/13

国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会第 73 会期が開幕した。今会期では、カンボジア、中国、リトアニア、パナマ、パラグアイ、イエメンの報告書が審査される。開会の挨拶を行った人権高等弁務官事務所の代表は、人権高等弁務官が先月の 2023 国連人権アピールで、世界的な社会経済危機、深まる国内・国家間の不平等、不処罰、高騰する生活費、気候変動・汚染・生物多様性損失の 3 重の地球の危機を強調したことに触れ、これらの危機に対して一層の行動が必要であり、当委員会の指針がこれまで以上に重要であると述べた。また、当委員会は人権が強化する経済を通して 2030 アジェンダの実現に貢献するものと事務所は期待していると述べた。委員長は、当委員会は設立から 36 年しか経ていないが、極めて大きな成果を上げてきたこと、社会権規約の締約国(現在 171 か国)は増え続けていること、当委員会は世界が直面する多重危機への対処の方法を今会期で検討する予定であることに言及した。

人権理事会諮問委員会開催の予定

2023/02/16

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会諮問委員会第 29 会期が 2 月 20～24 日に開催される。諮問委員会は、18 名の委員会から成る、人権理事会のシンクタンクである。今会期中には前会期に引き続き、次のテーマについて討論を行う。①気候保護の新技术が人権享受にもたらす影響、②人種的正義と平等の前進、であり、これらに関する報告書は人権理事会第 54 会期(2023 年 9～10 月)に提出される予定である。また、次の二つの新テーマについても討議を開始する。①人権の促進・保護に関してニューロテクノロジーがもたらす影響・好機・課題、②軍事分野における振興技術と人権との関わり、である。さらに、諮問委員会の活動方法や人権理事会に提案する研究テーマ等についても討議する予定である。諮問委員会の全体会合はメディアに公開される。

マーティン・エナルズ賞授賞式で高等弁務官が演説

2023/02/16

国連人権高等弁務官事務所

マーティン・エナルズ賞授賞式で人権高等弁務官が演説を行った。内容は以下のとおり。人権運動の力は人権のために闘う人々によってもたらされている。マーティン・エナルズ賞の授与は人権活動家の不断の活動、人道への貢献、全ての人々の尊厳と基本的自由を確保しようとする決意に敬意を表するものである。しかしながら、世界中で人権活動家は嫌がらせ・攻撃・投獄・殺害をあまりに頻繁に受け続けている。こうした自由に対する攻撃を中止しなければならないと言うだけでは不十分である。変革を起こす行動が必要である。地球上の至る所で日々、人権活動家の力強い声が我々の社会をさらに公平・自由・平等に向けて前進させている。彼らはより明るい未来への道を歩むよう我々を助けている。彼らを守り、彼らの意見を聞き、彼らの人権と人の尊厳への献身・貢献を祝福することは、我々の連帯責任である。

AI の進歩について 高等弁務官がコメント

2023/02/18

国連人権高等弁務官事務所

人権高等弁務官が以下のコメントを公表した。最近の AI の進歩が危害をもたらす可能性があることを深く憂慮する。人権機関、人の尊厳、全ての人権が深刻な危険にさらされている。企業と各国政府の双方に対して、緊急に必要な効果的な指標を迅速に策定するよう求める。我々はこうした事態を注視し、我々の専門知識を提供し、人権の側面が今後の進展の中核となるよう確保する所存である。

国際母語デーに向けて

2023/02/20

国連人権高等弁務官事務所

国際母語デーに向けて、少数者問題に関する特別報告者が声明を公表した。内容は以下のとおり。少数者・先住民族をエンパワーする最も効果的な方法の一つは、教育における彼らの言語の使用を保障し、母語での公共サービス・雇用の機会を提供することである。彼らの言語での教育の減少・排除は、差別であり、同化させようとする試みである。各国政府は、少数者・先住民族の子どもたちが母語で読み書きや計算を学べるよう、教材の開発、教師の研修、母語の使用に投資すべきである。これは、平等と無差別を保障する最も効果的な方法である。社会や政府はただ一つの言語を有するべきとする、新たなナショナリストの多数主義から脱却することが不可欠である。こうした考え方は、言語的少数者や先住民族の人権を尊重するインクルーシブな社会に反するものである。国際母語デーと先住民族言語の国際の10年は、世界の言語的・文化的多様性を促進・祝福する好機である。

人権理事会諮問委員会第 29 会期開幕 理事会議長が挨拶

2023/02/21

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会諮問委員会第 29 会期が開幕した。開会にあたり、人権理事会議長が挨拶を行った。内容は以下のとおり。昨年 9 月の理事会で各国政府と NGO が専門的機関としての諮問委員会の活動の重要性を強調し、諮問委員会の研究テーマの提案を歓迎したのは喜ばしいことであった。理事会は討議の結果、ニューロテクノロジーと人権に関する決議 51/3 で、諮問委員会に対し、人権の促進・保護に関してニューロテクノロジーがもたらす影響・好機・課題に関する研究を行い、理事会第 57 会期(2024 年 9 月)に報告するよう要請した。また、軍事分野における振興技術と人権との関わりに関する決議 51/22 で、諮問委員会に対し、国連内の討議を考慮に入れ、同問題に関する研究を行い、理事会第 60 会期(2025 年 9 月)に報告するよう要請した。この他、人種的正義・平等の前進、気候保護の新技术が人権享受にもたらす影響について年内に報告がなされることを期待している。

人権理事会第 52 会期開催の予定

2023/02/22

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 52 会期が 2 月 27 日～4 月 4 日に開催される。2 月 27 日～3 月 2 日にはハイレベル・セグメントが行われ、国連加盟国 125 か国以上の高官が演説を行う予定である。開幕初日には事務総長、総会議長、人権高等弁務官らが演説を行う。今会期中には、特別手続担当者・調査機関との 27 の討議、高等弁務官との 9 の討議、1 のハイレベル対話等が行われる。また、「国連ユース戦略(ユース 2030)の 5 年間を考える：次のステップのための計画作成」をテーマとするパネル、「死刑の利用に関わる人権侵害、特に最も重大な犯罪への死刑の制限に関して」をテーマとするハイレベル・パネル、発展の権利宣言 35 周年を記念するハイレベル会合、普遍的定期的審査制度自発的基金の成果・優れた実践・教訓に関するハイレベル・パネル等も予定されている。14 か国に関する普遍的定期的審査の結果文書も検討される予定である。

女性差別撤廃委員会第 84 会期閉幕

2023/02/24

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会第 84 会期が閉幕した。今会期では、ハイブリッド会期が定義され、委員会の活動方法に進展があった。また、意思決定制度における女性の平等・包摂的な代表に関する一般討議が、一般勧告作成の第一段階として行われた。個人通報作業部会は 5 件の通報の最終決定を準備し、これらは会期中に採択された。調査作業部会は秘密の調査のための手続に関する活動を行った。女性に対する暴力特別報告者、普遍的定期的審査部門の代表らとも会合し、高等弁務官は委員会への支援を表明した。第 85 会期は 2023 年 5 月 8～26 日に開催され、中国、香港、マカオ、ドイツ、アイスランド、マラウイ、ニカラグア、サントメ・プリンシペ、スロバキア、スペイン、東ティモール、ベネズエラの報告書の審査が行われる予定である。

権理事会諮問委員会第 29 会期閉幕

2023/02/24

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会諮問委員会第 29 会期が閉幕した。今会期で諮問委員会は、以下の活動を行った。

①人種的正義・平等の前進に関して、起草グループが報告書をまとめ、人権理事会第 54 会期に提出すると決定。②気候保護の新技术が人権享受にもたらす影響に関して、起草グループが報告書をまとめ、人権理事会第 54 会期に提出すると決定。③ニューロテクノロジーと人権に関して、関係者から見解・情報を求めることを決定。起草グループに諮問委員会第 30 会期に報告書素案を提出するよう要請。④軍事分野における振興技術と人権との関係に関して、起草グループに対し、関係者から見解・情報を求めるための質問票案と、報告書の概略を諮問委員会第 30 会期に提出するよう要請。⑤人権理事会に提案する研究テーマとして、(a)子どもの権利と気候変動、(b)ジェンダー化されたサイバー暴力への人権に基づく取り組み、(c)学問の自由の保護と研究の自由な流れ、を決定。

社会権規約委員会 持続可能な開発と社会権に関する一般討議

2023/02/24

国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会は、持続可能な開発と社会権に関する一般的意見について一般討議を行い、次の4つのパネルディスカッションを行った。①社会権規約上の主要な理念・締約国の義務と持続可能な開発の関係、②様々な視点からみた持続可能な開発、③持続可能な開発と開発の権利、労働基準、貧困とのつながり、④社会権規約上の権利と持続可能な開発の関係、である。最後に一般的意見起草グループの代表を務める副委員長は次のように述べた。「今回の討議から一般的意見で次の事項を検討する必要性が明らかになった。すなわち、人間の幸福、女性・少女の権利、技術・科学へのアクセス、社会的保護に対する権利と資源の再配分、経済における環境意識の向上、域外義務と投資戦略、文化的権利、健全な環境に対する権利、女性・少女に対する暴力、である。これらを一般的意見起草の際の指針とし、来年3月末までに作成したいと考えている。」

人権理事会第 52 会期開幕

2023/02/27

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 52 会期が開幕した。開会の挨拶を行った第 77 回国連総会議長は、世界は COVID-19 パンデミックからの復興には程遠い状態にあり、70 か国以上が債務を抱え、多くの国で女性・少女は苦しみ、2030 アジェンダ達成は軌道に乗ってないとし、総会と同じく理事会も分岐点に立っていると述べた。事務総長は、75 周年となる世界人権宣言が攻撃的となり、ロシアのウクライナ侵攻が最大規模の人権侵害を巻き起こしていると述べた。そして、今年 7 月には人権高等弁務官と共に新たな「保護に関するアジェンダ」を公表する予定であり、これは、平時・戦時を問わず国民と人権を保護しようとする国連加盟国に対する国連全体からの支援強化を求める取り組みになるであろうと述べた。人権高等弁務官は、過去数十年間の前進が覆されつつある中、75 年前の人権宣言採択をもたらした精神を再び掻き立てなければならぬと述べた。

人権理事会 ハイレベルセグメント開始

2023/02/27

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は午前の会合でハイレベルセグメントを開始し、20 か国の首脳・閣僚らが発言した。彼らは、主な課題克服の最善の手段として効果的な多国間主義を求め、国際社会は世界中の人権状況に劣化をもたらす根本原因に取り組む必要があると繰り返した。また、あらゆる課題に対して、断絶する基準と現実を繋げる方法についてさらに積極的・革新的に考えることが求められていると述べた。さらに、国際社会は信条を繰り返し言うだけでなく、人権の維持・保護・促進を目指す集団的努力に勢いをつける義務を負っているとの発言もあった。閣僚らは、対話と協力は全ての国にとって、共通の意見の追求、優先順位の明確化、資源の共有、2030 アジェンダの目標達成のために、最善の方法であると理事会と述べた。そして、理事会と全ての機関・手続が機能するよう強化する必要があること、各国政府は理事会での決定を尊重しなければならないこと、などを指摘した。

人権理事会ハイレベルセグメント 28名の高官が発言

2023/02/27

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、引き続きハイレベルセグメントが行われ、28名の高官が発言した。主な内容は以下のとおり。人権のための闘いは今日も世界中で続いている。紛争時とりわけウクライナ戦争での継続的で大規模な人権侵害を懸念する。1年前にロシアは理不尽で違法な侵攻を開始し、欧州で新たな大規模な戦争を引き起こした。ロシアのウクライナ侵攻は国際法と国連憲章の明白な違反である。ウクライナ政府とその国民を強く支持し、ロシアに対し国際的義務を想起し、ウクライナへの暴力の中止と軍隊の撤退を要求する。イランでは抗議者数百人の死亡、数千人の恣意的逮捕が生じ、アフガニスタンでは人権状況が女性・少女を極度に苦しめており、理事会がこうした状況に取り組むことが重要である。また、気候変動は重大な問題であり、持続可能な未来に向けて活動することを確約する。

人権理事会 人権の主流化に関するハイレベル・パネル

2023/02/27

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、「国連ユース戦略(ユース 2030)の5年間を考える：次のステップのための計画作成」をテーマとして、人権の主流化に関するハイレベル・パネルディスカッションが行われた。人権高等弁務官は、若者は可能性を実現する上で重大な障壁に直面し、差別を受け多くの人権にアクセスできていないと述べた。ユース担当事務総長特使は、理事会は活動への若者の永続的参加を改善・制度化する方法を検討すべきであると述べた。ILO 事務局長は、現在2億8,200万人の若者が雇用・教育・訓練を受けていない状況にあり、こうした弱者の状況に取り組み、若者の精神的安定を守らない限り、若者の雇用危機は長期化するであろうと述べた。他の発言者からは、若者は変化の重要な担い手であり、世界をより良く変化させる非常に大きな力をもつが、世界中で彼らは自身の人権達成では大きな課題に直面していることなどが主張された。

自由権規約委員会第 137 会期開幕

2023/02/27

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 137 会期が開幕した。今会期では、自由権規約の実施状況に関するエジプト、パナマ、ペルー、スリランカ、トルクメニスタン、ザンビアの報告書が審査される。開会の宣言を行った事務総長代理は、パンデミック対策が表現・集会・結社の自由、情報へのアクセスを制限するために利用され、緊急事態措置が政府当局を強化する中で用いられていると述べた。また、脆弱な人々の状況の悪化、民主主義が確立された国々での危機、人権擁護者・ジャーナリストへの攻撃の問題も取り上げた。今会期では寺谷広司さんを含む 7 名の委員が新たに選出された。個人通報作業部会議長は、作業部会は 15 カ国が関わる 37 件の通報(恣意的拘禁、拷問、表現・集会の自由、ノン・ルフールマン、法執行官による致死力的武力の行使等)を検討し、26 件を規約違反あり、1 件を違反なし、5 件を受理不能、1 件を受理可能としたと報告し、これらを全体会議に提出すると述べた。

人権理事会 高等弁務官が発言

2023/02/27

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会で高等弁務官が発言した。内容は以下のとおり。全ての国連加盟国と関係者に対し、世界と自国での全ての人権の向上を先導するよう求める。あらゆる国のニーズと全ての人々の権利を向上させる明確なビジョンをもって地政学的な分断に取り組み、連帯と純粋な対話を通して我々の亀裂を克服するよう求めたい。さらに、あなた方に次のことを要請したい。地域を超えた関与を深め、普遍性の精神を復活させ、憂慮すべき様々な状況、人種主義、発展の権利に関する重要な討議を前進させること、場所を問わず重大な人権侵害や虐待に取り組むこと、国民の権利である欠乏・恐怖からの自由に対し同じ条件で同じように重視して取り組むこと、人権への真摯な取り組みを国民に伝え、高まる憎悪や分断に立ち向かうこと、世界が永続的平和、健全な発展・正義の確約の実現に向けて軌道に戻るよう支援すること、人権への取り組みの再構築を支援すること、である。

人権理事会 国連ユース戦略(ユース 2030)に関するハイレベル・パネル

2023/02/27

国連人権高等弁務官事務所

国連ユース戦略(ユース 2030)に関するハイレベル・パネルで、人権高等弁務官が発言した。内容は以下のとおり。5年前、国連全体で若者のための若者との協働の強化を目指す国連戦略(ユース 2030)が採択された。その後、国連ユースオフィスが新設され、また、人権がユース戦略の優先課題とされたことが、人権・発展・平和・正義の全ての分野で重要な指標とされ、明確な行動枠組みとなった。人権宣言 75 周年の我々の活動において、若者は中心的に関与する存在になるであろう。とはいえ、若者に対して表面的・形式的な関与を続ける機関もある。若者はこれまで以上に教育を受け連帯しているにもかかわらず、多くの人権へのアクセスを妨げる差別、可能性の実現における障壁に直面し続けている。多くの若者が我々世界の未来を憂慮し、絶望さえしていることを訴えたい。彼らが懸念を表明し、それらに対する活動を指導・参加する場を提供することが不可欠である。

人権理事会 死刑に関するハイレベル・パネル

2023/02/28

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では、「死刑の利用に関わる人権侵害、特に最重大犯罪への死刑の限定について」をテーマにしたハイレベル・パネルディスカッションが行われた。アフリカ人権委員会の代表は、死刑廃止に関するアフリカ人権憲章議定書案が検討されているが、アフリカ大陸では裁判上の誤りのリスクがある死刑宣告が続いていると述べた。自由権規約委員会委員は、委員会は生命に対する権利の問題に長年注目し、これまでに一般的意見 6 号(1982 年)、14 号(1984 年)、36 号(2019 年)を公表しており、この権利はいかなる場合にも効力の一時的停止が許されない最高の権利であり、死刑廃止は明確な国際的潮流であると述べた。モナッシュ大学准教授の佐藤舞さんは、死刑存置国 79 か国中、死刑を故殺に限定しているのは 2 か国に過ぎず、77 か国は「最も重い」犯罪を基準に適用しており、11 か国は不貞、宗教上の犯罪、同性愛行為等にも適用していると述べた。

人権理事会 死刑に関するハイレベル・パネルで高等弁務官が発言

2023/02/28

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の死刑の問題に関するハイレベル・パネルディスカッションで人権高等弁務官が発言した。内容は以下のとおり。国連は長年、あらゆる状況での死刑に反対してきた。これは、全ての人の最高水準の保護を確約した国連憲章に関わることである。国家による死刑の適用が人の尊厳、生命に対する基本的権利に合致しないことを忘れてはならない。死刑の適用・存在が、恐怖心の定着、反対意見の抑止、自由の正当な行使の鎮圧等、不適切な目的となりうる。多くの場合、死刑が実際の適用で人種的・民族的・言語的・宗教的少数者やLGBTQI+に対する差別となり、政敵・抗議者・若者を抑圧するために用いられている。死刑に犯罪抑止力がないことは証明されており、政策立案者が重視すべき重要な要素は処罰の必然性であり、これこそが量刑よりはるかに抑止力をもつ。我々は、機能的で人権に基づく刑事司法制度を構築しなければならない。

人権理事会 発展の権利宣言ハイレベル会合で高等弁務官が発言

2023/02/28

国連人権高等弁務官事務所

発展の権利宣言 35 周年を記念する人権理事会のハイレベル会合で、人権高等弁務官が発言した。内容は以下のとおり。発展の権利宣言は、あらゆる発展段階での国内・国家間での経済的資源の公正な配分を求めている。本物の発展とは、少数の個人や企業を裕福にすることではなく、また、少数による多数の搾取に基づくのでもない。平等と正義を向上させることによって社会全体のあらゆる人々に利益をもたらすものをいう。これは、機会の平等、人権の完全享受、全ての人々のための資源の公正な共有に基づくものである。発展の権利宣言はまた、経済的・社会的・文化的・市民的・政治的権利の不可分性を具体的に述べている。権利の一形態が他の権利に優先することはない。この重要な合意の実現は政府と人々に絶大で確かな利益をもたらすのであり、その活動は迅速に大いに強化されなければならない。9月のSDGサミットは、発展の権利を加速させる重要な節目となる。